

議案第7号

秋田県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第3項及び銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）第2条の規定に基づき、秋田県銃砲刀剣類登録審査委員を次のとおり任命する。

	氏名	職業	任期
1	松田 有作	無職	平成26年4月1日～平成28年3月31日
2	浜松 貞人	無職	平成26年4月1日～平成28年3月31日
3	池田 吉男	会社役員	平成26年4月1日～平成28年3月31日

平成26年3月13日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理由

秋田県銃砲刀剣類登録審査委員の任期が平成26年3月31日付けで満了するので、その後任の任命について県教育委員会の承認を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。